

防衛省訓令第27号

防衛施設周辺対策事業補助金等交付規則（平成19年防衛施設庁告示第9号）を実施するため、訓練交付金交付要綱を次のように定める。

令和5年3月31日

防衛大臣 浜田 靖一

訓練交付金交付要綱

改正 令和6年3月29日防衛省訓令第50号

目次

第1章 総則（第1条―第5条）

第2章 訓練交付金事業に要する費用に充てるための
交付金（第6条―第8条）

第3章 訓練交付金事業に要する費用等（第9条―第
21条）

第4章 基金の造成等（第22条―第27条）

第5章 取得財産等の管理等（第28条―第30条）

第6章 間接補助金の交付に関する指導監督（第31
条）

第 7 章 雑則（第 3 2 条）

附則

第 1 章 総則

（通則）

第 1 条 訓練交付金（以下「交付金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 3 0 年法律第 1 7 9 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 3 0 年政令第 2 5 5 号。第 2 1 条第 1 項第 1 号及び第 5 号並びに第 2 9 条第 1 項において「適正化法施行令」という。）、防衛施設周辺対策事業補助金等交付規則（以下「交付規則」という。）その他の法令に定めるもののほか、この訓令の定めるところによる。

（交付の目的）

第 2 条 交付金は、自衛隊又は外国の軍隊（以下この条及び次条第 1 号において「自衛隊等」という。）が行う訓練が、その訓練のために使用される施設の周辺地

域に対する生活環境又は開発に及ぼす影響を考慮し、当該施設の周辺における訓練交付金事業のために必要な措置を講じ、もって自衛隊等の訓練の円滑かつ確実な実施を確保することにより、我が国の安全保障に資することを目的とする。

(用語の定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 共同訓練等 自衛隊等が航空機又はエアクッション艇を使用して行う訓練であって、次のいずれかに該当し、その訓練のために使用される施設の周辺地域に対する生活環境又は開発に著しい影響を与えるものをいう。

ア 自衛隊と外国の軍隊との共同訓練

イ 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（以下この号及び第3号において「日米地位協定」

という。) 第2条第1項の施設及び区域又は一時使用施設において行われる自衛隊の訓練(アに掲げるものを除く。)

ウ 日米地位協定第2条第4項(b)の適用ある施設及び区域において行われるアメリカ合衆国軍隊の訓練(アに掲げるものを除く。)

(2) 一時使用施設 自衛隊の訓練のため一時的に使用される施設であって、防衛省における自衛隊の施設の取得等に関する訓令(平成19年防衛省訓令第66号)の規定による手続を経て取得等されたものをいう。

(3) 訓練交付金事業 共同訓練等を使用される施設(防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律(昭和49年法律第101号)第9条第1項の規定により指定する特定防衛施設以外の施設であって、自衛隊の施設、日米地位協定第2条の規定に基づき日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊に

提供している施設及び区域並びに一時使用施設に限る。)が所在する市町村であって、共同訓練等の実施に理解を示し協力を行っているものと認められるもの(以下「所在市町村」という。)が行う、公共用の施設(国が設置するもの及び国の補助を受けて設置するものを除く。以下「公共用施設」という。)の整備又はその他の生活環境の改善若しくは開発の円滑な実施に寄与する事業(国が行うもの及び国がその経費の一部を負担し、又は補助するものを除く。以下「特定事業」という。)をいう。

(交付金の交付)

第4条 交付金の交付(間接補助金(所在市町村が交付する適正化法第2条第4項第1号に規定する給付金をいう。第21条第1項第5号及び第31条において同じ。)の交付に関する指導監督を含む。)に関する事務は、地方防衛局長及び東海防衛支局長(以下「地方防衛局長等」という。)が行うものとする。

(防衛施設周辺対策事業補助金等交付事務取扱規則の

規定の準用)

第5条 交付金の交付に関する事務の取扱いについては、交付金を防衛施設周辺対策事業補助金等交付事務取扱規則（平成19年防衛省訓令第80号）第3条第1項に規定する特定防衛施設周辺整備調整交付金とみなして、同訓令の規定を準用する。

第2章 訓練交付金事業に要する費用に充てるための交付金

（交付の対象）

第6条 交付金は、所在市町村に対し、交付するものとする。

（訓練交付金事業）

第7条 訓練交付金事業のうち、公共用施設の整備に係る施設は、次に掲げる施設とする。

- (1) 交通施設及び通信施設
- (2) スポーツ又はレクリエーションに関する施設
- (3) 環境衛生施設
- (4) 教育文化施設

- (5) 医療施設
- (6) 社会福祉施設
- (7) 消防に関する施設
- (8) 産業の振興に寄与する施設

2 訓練交付金事業のうち、特定事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) 防災に関する事業
- (2) 住民の生活の安全に関する事業
- (3) 通信に関する事業
- (4) 教育、スポーツ及び文化に関する事業
- (5) 医療に関する事業
- (6) 福祉に関する事業
- (7) 環境衛生に関する事業
- (8) 産業の振興に寄与する事業
- (9) 交通に関する事業
- (10) 良好な景観の形成に関する事業

(交付金の交付額)

第8条 交付金の交付額は、所在市町村における共同訓

練等により住民の生活の安定に及ぼす影響の程度及び
範囲並びに共同訓練等の規模等に応じ、予算の範囲内
で定める。

- 2 前項の交付金の交付額の定めに係る算定にあたって
は、再編関連訓練移転等交付金交付要綱（平成２９年
防衛省訓令第２６号）の対象となる航空機は除くもの
とする。

第３章 訓練交付金事業に要する費用等

（公共用施設の整備に要する費用）

第９条 所在市町村が交付金を充てることができる公共
用施設の整備に要する費用は、次に掲げる費用とする。

- (1) 基本構想策定費 基本構想（公共用施設の整備に
関する基本的な構想をいう。第１３条第１項第２号
アにおいて同じ。）を策定するために要する費用
- (2) 全体計画調査費 全体計画（公共用施設の整備の
全体計画をいう。第１３条第１項第２号アにおいて
同じ。）を作成するために要する費用
- (3) 工事費 公共用施設の整備を工事により行う場合

における当該工事（第５号及び第６号において「工事」という。）に必要な本工事費（直接工事費、間接工事費及び一般管理費等をいう。）、附帯工事費、測量及び試験費、用地費及び補償費、施設及び機械器具費、各種工事負担金並びに工事雑費

(4) 物件購入費 公共用施設の整備を物の購入により行う場合における当該物（第１３条第２号ク及び第３０条において「物件」という。）の購入並びにこれに伴う運搬及び据付けに要する費用

(5) 実施設計費 工事の設計図書（工事の施工に必要な図面及び仕様書をいう。第１３条第２号アにおいて同じ。）を作成するために要する費用

(6) 地方事務費 工事の実施に附帯して必要な費用及び所在市町村が所在市町村以外の者が行う工事に交付金を充てる場合（第１７条第１項の表において「間接補助の場合」という。）における当該交付金を充てるために必要な事務費

(7) 基金造成費 公共用施設の整備として、２年度以

上にわたり継続する訓練交付金事業（以下「継続事業」という。）を行おうとする場合において、当該事業に要する経費（前各号に掲げる費用に係る経費に限る。）の総額を支弁するために必要な額の基金（地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４１条の基金をいう。以下同じ。）を設けるために要する費用

２ 前項第６号の地方事務費の額は、同項第３号の工事費の１００分の５を超えない額とする。

（特定事業に要する費用）

第１０条 所在市町村が交付金を充てることができる特定事業に要する費用は、次に掲げる費用とする。

(1) 基本構想策定費 基本構想（特定事業に関する基本的な構想をいう。第１３条第２項第２号アにおいて同じ。）を策定するために要する費用

(2) 全体計画調査費 全体計画（特定事業の全体計画をいう。第１３条第２項第２号アにおいて同じ。）を作成するために要する費用

(3) 事業運営費 特定事業の実施に要する費用

(4) 基金造成費 特定事業として、継続事業を行おうとする場合において、当該事業に要する経費（前各号に掲げる費用に係る経費に限る。）の総額を支弁するために必要な額の基金を設けるために要する費用

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる費用は、事業運営費（同項第3号の事業運営費をいう。以下同じ。

）であっても交付金を充てることができない。

(1) 市町村の職員（公共用施設に勤務する職員のうち、次に掲げる職員を除く。）の給料及び職員手当等に要する費用（特定事業の実施に附帯して必要となる費用を除く。）

ア 法令の規定に基づく資格を必要とする業務に従事する常勤職員

イ 非常勤職員

(2) 個人に対する見舞金その他の金銭及びこれに類する物品の給付に要する費用

(3) 公共用施設の整備に要する費用（前条第1項各号に掲げる費用を含む。）

(4) 公共用施設以外の公共用の施設（以下この号及び次号において「整備対象外施設」という。）の整備に要する費用（次に掲げる費用を含む。）

ア 整備対象外施設の整備に関する基本的な構想を策定するために要する費用

イ 整備対象外施設の整備の全体計画を作成するために要する費用

ウ 整備対象外施設の整備として、継続事業を行おうとする場合において、当該事業に要する経費の総額を支弁するために必要な額の基金を設け、又は当該基金に充てるために要する費用

(5) 整備対象外施設の運営に要する費用

3 第1項の規定にかかわらず、前項各号に掲げる費用に係る継続事業を行おうとする場合において、当該事業に要する経費の総額を支弁するために必要な額の基金を設け、又は当該基金に充てるために要する費用は、

基金造成費（第１項第４号の基金造成費をいう。）であつても交付金を充てることができない。

（補助金等交付申請書の様式等）

第１１条 交付規則第３条第１項の補助金等交付申請書の様式は別記第１号様式とし、同項の添付書類は次に掲げる書類とする。

- (1) 別記第２号様式による事業の内容及び経費配分書
- (2) 別記第３号様式による全体事業計画書
- (3) 別記第４号様式による収支予算書

（契約等）

第１２条 訓練交付金事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般競争に付さなければならない。ただし、当該事業の運営上、一般競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し又は随意契約によることができる。

（軽微な変更）

第１３条 交付規則第４条第１項第１号に規定する軽微な変更であつて公共用施設の整備に係るものは、次に

掲げる変更とする。

(1) 事業の経費の配分の変更のうち次に掲げる経費の

流用による変更で、流用先の経費（工事費については各種別経費（本工事費、附帯工事費、測量及び試験費、用地費及び補償費、施設及び機械器具費、各種工事負担金並びに工事雑費をいう。以下この号イにおいて同じ。））の増加額が変更前の当該経費に100分の20を乗じて得た額（当該額が20万円未満である場合には20万円）を超えないもの

ア 基本構想策定費（第9条第1項第1号の基本構想策定費をいう。）と全体計画調査費（同項第2号の全体計画調査費をいう。）相互間の流用

イ 工事費の各種別経費相互間の流用。ただし、工事雑費への流用を除く。

ウ 工事雑費又は地方事務費から実施設計費への流用

エ 物件購入費と工事費相互間の流用。ただし、工事雑費への流用を除く。

オ 実施設計費から工事費（工事雑費を除く。）、
物件購入費への流用

カ 地方事務費から工事費又は物件購入費への流用

(2) 事業の内容の変更のうち次に掲げる変更以外の変更

ア 基本構想の策定又は全体計画若しくは設計図書の
作成に必要な調査の種類又は方法の変更

イ 工事施工場所又は構造物の規模若しくは基本構造の変更。ただし、誤測又は違算によるわずかな変更を除く。

ウ 建築設備機器（建築設備（建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 3 号に規定する建築設備をいう。）の部分となって用いられる機械又は器具のうち重要な機械又は器具をいう。）の品目、規格、型式又は数量の変更

エ 建物の主要構造部（建築基準法第 2 条第 5 号に規定する主要構造部をいう。）、工法又は仕上材料の変更

オ 遮音材料、吸音材料又は防音建具の気密機構の
変更

カ 施設及び機械器具費に係る仮設物の数量又は 1
基当たり 50 万円を超える機械器具の品目、規格、
型式若しくは数量の変更

キ 本工事費若しくは附帯工事費の算定の基礎とな
る工種ごとの額又は測量及び試験費、用地費及び
補償費若しくは施設及び機械器具費の算定の基礎
となる区分ごとの額の変更（当該変更に係る額が、
当該工種又は区分の変更前の額に 100 分の 20
を乗じて得た額（当該額が 200 万円を超える場
合は 200 万円）を超えるものに限る。）を伴う
事業の内容の変更

ク 物件購入費に係る物件の品目、規格、型式又は
数量の変更

ケ 公共用施設の整備の完了予定期日の 1 月以上の
延期又は当該期日の属する年度の翌年度にわたる
延期

2 交付規則第4条第1項第1号に規定する軽微な変更であって特定事業に係るものは、次に掲げる変更とする。

(1) 事業の経費の配分の変更のうち基本構想策定費（第10条第1項第1号の基本構想策定費をいう。）、全体計画調査費（同項第2号の全体計画調査費をいう。）及び事業運営費の相互間流用による変更で、流用先の経費の増加額が変更前の当該経費に100分の20を乗じて得た額（当該額が20万円未満である場合には20万円）を超えないもの

(2) 事業の内容の変更のうち次に掲げる変更以外の変更

ア 基本構想の策定又は全体計画の作成に必要な調査の種類又は方法の変更

イ 事業運営費の算定の基礎となる区分ごとの額の変更（当該変更に係る額が区分の変更前の額に100分の20を乗じて得た額を超える変更に限る。）を伴う事業内容の変更

ウ 特定事業に主要な部分の著しい内容の変更

エ 特定事業の完了予定期日に1月以上の延期又は

当該期日に属する年度の翌年度にわたる延期

(補助事業等計画変更承認申請書の様式)

第14条 交付規則第4条第1項第1号の補助事業等計画変更承認申請書の様式は、別記第5号様式とする。

(遂行困難な場合の報告)

第15条 交付規則第4条第1項第3号の報告の様式は、別記第6号様式とする。

(調書の保存期限)

第16条 地方防衛局長等は、所在市町村に対し交付の決定の通知を行う場合には、交付規則第4条第1項第4号の調書について、訓練交付金事業の完了の日の属する国の会計年度の翌年度から5年間保存することとする条件を付すものとする。

(状況報告)

第17条 交付規則第6条の報告書の様式及び提出時期は、次のとおりとする。

報告書の種類	報告書の様式	提出時期
補助事業等着手報告書	別記第7号様式	訓練交付金事業の着手後7日（間接補助の場合にあっては14日）以内
補助事業等遂行状況報告書	別記第8号様式	訓練交付金事業の着手後毎会計年度12月31日現在の遂行状況を翌月14日（間接補助の場合にあっては、翌月21日）まで

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、補

助事業等遂行状況報告書の提出は要しない。ただし、
訓練交付金事業に着手した年度の翌年度以降は除く。

(1) 訓練交付金事業の着手後３月以内に訓練交付金事業が完了する場合

(2) 訓練交付金事業の着手が１２月１日から１２月３１日までの間である場合

（中止又は廃止）

第１８条 訓練交付金事業を中止し、又は廃止する場合
には、別記第９号様式により承認の申請を行うものとする。

（補助事業等実績報告書の様式等）

第１９条 交付規則第７条の補助事業等実績報告書の様式並びに同条の添付書類及び提出時期は、次の表の区分に応じ、同表に定めるところによる。

区 分	補助事業等 実績報告書 の様式	添付書類	提出時期

訓練交付金 事業が完了 した場合（ 訓練交付金 事業の承認 を受けた場 合を含む。）	別記第 1 0 号様式	別記第 1 1 号様式によ る収支精算 書	当該事業の 完了の日（ 廃止の承認 を受けた日 を含む。以 下同じ。） から起算し て 1 月を経 過した日又 は当該事業 の完了の日 の属する国 の会計年度 の翌年度の 4 月 1 0 日 のいずれか 早い日まで
		別記第 1 2 号様式によ る完了検査 等調書	
		完了設計書	

交付金の交付決定が行われた会計年度内に当該交付決定の対象となった訓練交付金事業が完了しない場合	別記第 1 3 号様式	別記第 1 4 号様式による年度末収支状況調書 出来高工程表	交付決定が行われた日の属する国の会計年度の翌年度の 4 月 3 0 日 まで
--	--------------------	--	---

(交付金の額の確定)

第 2 0 条 地方防衛局長等は、交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える額が交付金として交付されているときは、当該超える額の交付金について返還を命ずる。

2 前項の規定により返還を命ずる場合の返還期限につ

いては、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対してその未納に係る期間に応じ、年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴収する。

(交付決定の取消し等)

第21条 地方防衛局長等は、訓練交付金事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 適正化法、適正化法施行令その他の法令若しくはこの訓令の規定又はこれらに基づく防衛大臣の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 交付金を訓練交付金事業以外の用途に使用した場合
- (3) 訓練交付金事業に関して、不正、怠慢その他不適當な行為をした場合
- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、訓練交

付金事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

- (5) 間接補助事業者（間接補助金の交付の対象となる事務又は事業（以下この号において「間接補助事業」という。）を行う者をいう。第31条において同じ。）が適正化法、適正化法施行令その他の法令に違反した場合又は間接補助金を間接補助事業以外の用途に使用した場合

2 地方防衛局長等は、前項の規定により交付の決定の全部若しくは一部を取り消した場合において、既に当該取消しに係る部分に対する交付金が交付されているときは、期限を付して当該交付金の全部又は一部の返還を命ずる。

3 地方防衛局長等は、前項の規定により交付金の全部又は一部の返還を命ずる場合には、第1項第4号の場合を除き、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの期間に応じ、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする

る。

- 4 第2項の規定による交付金の全部又は一部の返還については、前条第2項の規定を準用する。

第4章 基金の造成等

（基金造成費に係る補助金等交付申請書の様式等）

第22条 第11条の規定にかかわらず、基金造成費に係る交付規則第3条第1項の補助金等交付申請書の様式は別記第15号様式とし、同項の添付書類は次に掲げる書類とする。

- (1) 別記第16号様式による事業の内容及び経費配分書
- (2) 別記第17号様式による事業計画書
- (3) 別記第18号様式による基金全体計画書
- (4) 別記第19号様式による収支予算書
- (5) 基金に関し必要な事項を定めた条例、規則その他の規定

（基金造成費に係る交付の条件）

第23条 基金造成費に係る交付の決定の通知を行う場

合は、交付規則第4条第1項に規定する条件のほか、同条第2項の規定に基づき、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 基金の造成を中止し、又は廃止しようとする場合は、あらかじめ地方防衛局長等に協議し、承認を得ること。
- (2) 基金の運用及び処分計画を変更（軽微な変更を除く。）しようとする場合は、あらかじめ地方防衛局長等に協議し、承認を得ること。
- (3) 基金の運用により生じた利益は、当該基金に繰り入れること。
- (4) 基金の造成に係る経理と他の経理は区別すること。
- (5) 基金は、基金の造成目的以外の事業を行うために処分してはならないこと。
- (6) 基金により行う継続事業の終期となる年度までの間は、当該事業に関する毎年度の実施状況及び基金の運用状況について、事業実施年度の翌年度の4月10日までに別記第24号様式による基金運用・処

分実績報告書を提出すること。

- (7) 基金の造成に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、基金の造成の完了の日の属する国の会計年度の翌年度から5年間保存しておくこと。
- (8) 基金による継続事業により取得し、又は効用が増加した財産については、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、目的に従って効率的な運営を図ること。
- (9) 基金による継続事業においては、公共用施設の整備に係るものについては第9条第1項第1号から第6号までに掲げる費用以外の費用に、特定事業に係るものについては第10条第2項各号に掲げる費用に基金を充ててはならないこと。
- (10) 交付決定通知書を受領したときは、速やかに基金を造成するとともに事業の目的及び内容、事業の始期及び終期並びに事業に要する経費の総額及び交付を受けた交付金の額をインターネットの利用その他

の方法により公表すること。

(11) 前号の規定により公表した事項に変更があった場合においては、速やかに、当該変更があった事項を公表すること。

(12) 継続事業が終了し、又は第1号の規定による廃止の承認を得たときは、それぞれ当該事業の完了した日の属する年度の翌年度の6月30日又は当該承認を得た日から3月を経過した日までに、別記第25号様式による事業評価書を提出するとともに、速やかに、当該事業評価書の全部又は一部をインターネットの利用その他の方法により公表すること。

(13) 基金の額が継続事業の実施状況その他の事情に照らして過大であると地方防衛局長等が認めた場合又は事業の終期が到来し、若しくは第1号の規定により基金を廃止した場合において当該基金に残余があるときは、速やかに、交付を受けた交付金の全部又は一部に相当する額を国に納付すること。

(基金に充てることができる交付金の額)

第 2 4 条 基金に充てることのできる交付金の額は、別記第 1 8 号様式による基金全体計画書に記載した継続事業に要する経費の総額の範囲内とする。

(基金の造成等)

第 2 5 条 基金の造成は、基金の運用を行うための預貯金口座等に預入をして行い、交付金並びに所在市町村の一般財源等により造成した現金預貯金及びその運用から生ずる利益により構成されるものとする。

2 基金の運用は、次の方法により確実かつ効率的に行うものとする。

(1) 国債、地方債、政府保証債（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）の取得

(2) 銀行その他金融機関への預金

(3) 信託業務を営む金融機関への金銭信託で元本補てんの契約があるもの

(4) 財政融資資金への預託

3 基金の処分は、継続事業の実施に必要な費用に充て

るために行うものとする。

（基金造成費に係る状況報告）

第26条 第17条の規定にかかわらず、基金造成費に係る交付規則第6条の報告は別記第20号様式による補助事業等遂行状況報告書により行うものとし、基金の造成後7日以内に提出するものとする。

（基金造成費に係る補助事業等実績報告書の様式等）

第27条 第19条の規定にかかわらず、基金造成費に係る交付規則第7条の実績報告は、基金による事業の完了後において、別記第21号様式による補助事業等実績報告書により行うものとし、同条の添付書類は次に掲げる書類とする。

- (1) 別記第22号様式による収支精算書
- (2) 別記第23号様式による事業実績書

第5章 取得財産等の管理等

（財産の管理）

第28条 地方防衛局長等は、交付の決定をする場合において、所在市町村に対し、第9条第1項及び第10

条第 1 項に規定する費用により取得し、又は効用の増加した財産（次項並びに次条第 1 項及び第 3 項において「取得財産等」という。）については、当該事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、交付金の交付の目的に従って、その効率的運用を図ることを条件として付すものとする。

- 2 地方防衛局長等は、取得財産等を処分することにより収入を得たとき又は得ると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることができる。

（財産の処分の制限）

第 29 条 取得財産等のうち、適正化法施行令第 13 条第 4 号の規定に基づき防衛大臣が定める財産は、単位数当たりの取得価格又は効用の増加した価格が 50 万円以上の機械及び重要な器具とする。

- 2 適正化法第 22 条に定める財産の処分を制限する期間は、交付規則別表で定める期間とする。

- 3 地方防衛局長等は、交付の決定をする場合において、所在市町村に対し、前項の期間内において、処分を制

限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ地方防衛局長等の承認を受けることを条件として付すものとする。

4 前条第2項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

（残存物件の取扱い）

第30条 訓練交付金事業を実施するため取得した機械、器具、仮設物その他の物件（以下この条において「備品等」という。）については、当該事業の完了に際し、その取得価格を基礎とし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）等を考慮した額により精算しなければならない。ただし、当該備品等を防衛省の所掌に属する補助金等を受ける他の補助事業等（適正化法第2条第2項に規定する補助事業等をいう。）に使用することを地方防衛局長等が承認したときは、当該他の補助事業等の完了のときに精算するものとする。

第6章 間接補助金の交付に関する指導監督

(間接補助金交付の際に付すべき条件等)

第 3 1 条 地方防衛局長等は、所在市町村に対し、当該所在市町村が間接補助事業者の間接補助金を交付するときは、第 1 2 条から第 2 1 条までの規定及び第 2 8 条から第 3 0 条までの規定並びに交付規則第 4 条の規定に準ずる条件を付すよう指導監督しなければならない。

第 7 章 雑則

(委任規定)

第 3 2 条 この訓令の実施に関し必要な事項は、地方協力局長が定める。

附 則

この訓令は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 6 年 3 月 2 9 日防衛省訓令第 5 0 号)

(抄)

(施行期日)

1 この訓令は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

訓練交付金交付申請書

文 書 番 号
令和 年 月 日

防衛局長
東海防衛支局長 殿

申請者 住 所
氏 名

令和 年度において、下記のとおり
付金交付要綱により交付金の交付を申請する。 を実施したいので、訓練交

記

- 1 事業の目的：
- 2 交付金交付申請額： 円
- 3 事業の内容及び経費配分：事業の内容及び経費配分書に記載のとおり
- 4 事業実施予定期間：令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
- 5 全体事業計画の概要：全体事業計画書に記載のとおり
- 6 収 支 予 算：収支予算書に記載のとおり
- 7 間 接 補 助 事 業 者：

添付書類：1 事業の内容及び経費配分書
2 全体事業計画書
3 収支予算書

注：1 交付申請書は、交付金の交付の対象となる事業ごとに作成すること。
2 間接補助事業者は、補助事業者が間接補助の方法により補助事業を行う場合に記載し、補助事業者の補助金の交付に関する規則等を添付すること。

事業の内容及び経費配分書

事業の名称：

施 工 場 所	工種・ 品目・ 調査の 種類等	構造・工法・ 規格・型式・ 調査の方法 等	事業量 又 は 数 量	経 費 の 配 分			経 費 負 担 の 内 訳					備 考
				経 費 の区分	工事費 の区分	事業費	交付金	都道府 県 費	市 町 村 費	そ の 他	計	
						円	円	円	円	円	円	

注：経費の算出基礎となった書類（設計図書等）を添付すること。

全 体 事 業 計 画 書

工種・品目・調査 種類等	構造・工法・規格・型式・調査 方法等	総 量			前年度まで			本 年 度			翌年度以降			事業の 完了に する 期間 の 完了 時期	備 考
		事業 量は 数	事 業 費	交 付 金	事業 量は 数	事 業 費	交 付 金	事業 量は 数	事 業 費	交 付 金	事業 量は 数	事 業 費	交 付 金		
														年 月 年 月 年 月	
			円	円		円	円		円	円		円	円		

別記第4号様式（第11条関係）

収 支 予 算 書

事業の名称：

1 収入の部

費 目	予 算 額	内 訳	備 考
	円	円	

2 支出の部

費 目	予 算 額	内 訳	備 考
	円	円	

3 補助事業者の予算議決（又は議決予定）年月日：令和 年 月 日

注：収支予算には、交付金以外の財源も併せて記入すること。

別記第 5 号様式（第 1 4 条関係）

補 助 事 業 等 計 画 変 更 承 認 申 請 書
（訓練交付金事業）

文 書 番 号
令和 年 月 日

防衛局長 殿
東海防衛支局長

補助事業者 住 所
氏 名

令和 年 月 日付け 号で交付金交付決定の通知があった
の実施について、別紙理由書に記載した理由により事業の内容及び経費の配分を変更
したいので、承認を受けたく関係書類を添えて申請する。

注： 関係書類は、訓練交付金交付申請書又は補助事業等計画変更承認申請書に添
付された書類並びに当該書類に添付された書類及び図面の各葉のうち、補助事
業等の計画の変更に伴い変更を必要とする事項が記入されている各葉につい
て、書類にあっては変更前と変更後の補助事業等の計画の相違を容易に比較対
照できるよう所要の修正を加えたものとし、図面にあっては変更後の内容を明
示したものとする。

補 助 事 業 等 遅 延 等 報 告 書
(訓練交付金事業)

文 書 番 号
令和 年 月 日

防衛局長
東海防衛支局長 殿

補助事業者 住 所
氏 名

令和 年 月 日付け 号で交付金交付決定の通知があった
の令和 年 月 日現在の遅延等の状況について、下記のとおり報告する。

記

- 1 事業所要額： 円
- 2 交付金交付決定額： 円
- 3 事業実施期間：(変更前) 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
(変更後) 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
- 4 遅延等の理由：
- 5 事業の内容及び出来高の状況

経費の区分 及び工事費 の区分	工種・品目 ・調査の種 類等	交 付 決 定		出 来 高		進捗率 $\left(\frac{(B)}{(A)} \times 100\right)$	交付金 の交付 済額	備考
		事業 量 又 は 数 量	事業費 (A)	事業 量 又 は 数 量	事業費 (B)			
			円		円	%	円	

注：翌年度に繰越を予定している場合はその旨備考欄に記載すること。

- 6 工程表：(変更前と変更後の工程の差異が判断できるよう、色・線種等で区別して記載すること)

添付書類：工程表

別記第7号様式（第17条関係）

補 助 事 業 等 着 手 報 告 書
(訓練交付金事業)

文 書 番 号
令和 年 月 日

防衛局長
東海防衛支局長 殿

補助事業者 住 所
氏 名

令和 年 月 日付け 号で交付金交付決定の通知があった
について着手したので、下記のとおり報告する。

記

1 契約の状況等

(1) 設 計 金 額 : 円

(2) 契 約 額 : 円

2 着 手 年 月 日 : 令和 年 月 日

3 完了予定年月日 : 令和 年 月 日

4 契約の結果生じた交付金の交付決定額の剰余額 : 円

注 : 2件以上の契約を締結する場合は、記の1の事項を契約ごとに記載すること。

別記第 8 号様式 (第 17 条関係)

補 助 事 業 等 遂 行 状 況 報 告 書
(訓練交付金事業)

文 書 番 号
令和 年 月 日

防衛局長
東海防衛支局長

補助事業者 住 所
氏 名

令和 年 月 日付け 号で交付金交付決定の通知があった
 について、令和 年 月 日現在の遂行状況を下記のとおり報告する。

記

1 収支の状況

(1) 収入の部

費 目	予 算 額	収 入 済 額	収 入 未 済 額	備 考
	円	円	円	

(2) 支出の部

費 目	予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	備 考
	円	円	円	

2 出来高の状況

経費の区分 及び工事費 の区分	工種・品目 ・調査の種 類等	交 付 決 定		出 来 高		進捗率 $\left(\frac{(B)}{(A)} \times 100\right)$	交付金 の交付 済額	備考
		事 業 量 又 は 数 量	事 業 費 (A)	事 業 量 又 は 数 量	事 業 費 (B)			
			円		円	%	円	

注：地方事務費及び工事雑費に関する出来高の状況は、記載の必要はない。

別記第9号様式（第18条関係）

補助事業等中止（廃止）申請書
（訓練交付金事業）

文 書 番 号
令和 年 月 日

防衛局長 殿
東海防衛支局長

補助事業者 住 所
氏 名

令和 年 月 日付け 号で交付金交付決定の通知があった
の実施について、下記のとおり事業の中止（廃止）をしたいので、承認を受けたく申
請する。

記

- 1 交 付 決 定 額 :
- 2 事 業 中 止（ 廃 止 ） の 理 由 :
- 3 事業中止の期間（廃止の時期）:
- 4 添 付 書 類 : 交付決定通知書の写し

別記第 10 号様式 (第 19 条関係)

補 助 事 業 等 実 績 報 告 書
(訓練交付金事業)

文 書 番 号
令和 年 月 日

防衛局長
東海防衛支局長

補助事業者 住 所
氏 名

令和 年 月 日付け 号で交付金交付決定の通知があった
を実施したので、下記のとおり報告する。

記

- 1 事業所要額：円
- 2 交付金交付決定額：円
- 3 収支精算：収支精算書に記載のとおり
- 4 事業実施期間：令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
- 5 事業の内容及び成果

経費の区分及び工事費の区分	工種・品目 ・調査の種類等	交 付 決 定		実 績		差引増△減額 (A)－(B) 比 較	備 考
		事 業 量 又 は 数 量	事 業 費 (A)	事 業 量 又 は 数 量	事 業 費 (B)		
			円		円	円	

- 6 事業の成績：完了検査等調書に記載のとおり

添付書類： 1 収支精算書
2 完了検査等調書
3 完了設計書

別記第 1 1 号様式 (第 1 9 条関係)

收 支 精 算 書

事業の名称：

1 収入の部

費 目	予 算 額	精 算 額	差 引 増△減	備 考
	円	円	円	

2 支出の部

費 目	予 算 額	精 算 額	差 引 増△減	備 考
	円	円	円	

3 交付金精算

費目	交付金交付 決定額	精算事業 費総額	交付金精 算額	概算払受 領総額	差引交付金 未受領（返 還）額	備考
	円	円	円	円	円	

別記第 1 2 号様式（第 1 9 条関係）

完 了 検 査 等 調 書

事業の名称：

1 完了検査調書

(1) 完了年月日：令和 年 月 日

(2) 完了検査年月日：令和 年 月 日

2 備品等調書

品名	規格	数量	購入単価	購入金額	購 入 年 月 日	耐用年数	継続使用 希望の有無	備考
			円	円				

別記第 13 号様式 (第 19 条関係)

補 助 事 業 等 実 績 報 告 書
(訓練交付金事業)

文 書 番 号
令和 年 月 日

防衛局長
東海防衛支局長

補助事業者 住 所
氏 名

令和 年 月 日付け 号で交付金交付決定の通知があった の
令和 年度における実績について、下記のとおり報告する。

記

- 1 事業所要額：円
- 2 交付金交付決定額：円
- 3 年度末の収支の状況：年度末収支状況調書に記載のとおり
- 4 事業実施期間：令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
- 5 事業の内容及び年度末の出来高

経費の区分及び工事費の区分	工種・品目・調査の種類等	交付決定		出 来 高		進捗率 $\left(\frac{(B)}{(A)} \times 100\right)$	交付金の交付額	備考
		事業量又は数量	事業費(A)	事業量又は数量	事業費(B)			
			円		円	%	円	

添付書類： 1 年度末収支状況調書
2 出来高工程表

別記第14号様式（第19条関係）

年 度 末 収 支 状 況 調 書

事業の名称：

1 収入の部

費 目	予 算 額	収 入 済 額	収 入 未 済 額	備 考
	円	円	円	

2 支出の部

費 目	予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	備 考
	円	円	円	

訓練交付金交付申請書

文 書 番 号
令和 年 月 日

防衛局長
東海防衛支局長 殿

申請者 住 所
氏 名

令和 年度において、下記のとおり を実施したいので、訓練交付金交付要綱により交付金の交付を申請する。

記

- 1 事業の目的：
- 2 交付金交付申請額： 円
- 3 事業の内容及び経費配分：事業の内容及び経費配分書に記載のとおり
- 4 事業実施予定期間：令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
- 5 事業計画の概要：事業計画書に記載のとおり
- 6 基金計画の概要：基金全体計画書に記載のとおり
- 7 収 支 予 算：収支予算書に記載のとおり

- 添付書類：
- 1 事業の内容及び経費配分書
 - 2 事業計画書
 - 3 基金全体計画書
 - 4 収支予算書
 - 5 基金に関し必要な事項を定めた条例、規則その他の規定

- 注：
- 1 交付申請書は、交付金の交付の対象となる事業ごとに作成すること。
 - 2 間接補助事業者は、補助事業者が間接補助の方法により補助事業を行う場合に記載し、補助事業者の補助金の交付に関する規則等を添付すること。

別記第16号様式 (第22条関係)

事業の内容及び経費配分書

事業の名称：

基 の 金 名 称	運 用 先	運 用 形 態	経 費 の 配 分				備 考
			交 付 金	市 町 村 費	そ の 他	計	
			円	円	円	円	

別記第 17 号様式（第 22 条関係）

事業計画書

事業の名称：

1 基金の造成及び処分の状況

基金造成初年度：令和 年度

（令和 年 月 日現在）

区 分	基 金 造 成 額			基 金 処 分 額			備 考
	前年度まで	本年度	計	前年度まで	本年度	計	
交 付 金 市町村費等 運 用 益	円	円	円	円)	円)	円)	
合 計							

2 基金の運用計画

（令和 年 月 日現在）

基 金 運 用 額	円	円
運 用 先		
運 用 形 態		
年 平 均 運 用 利 回 り	%	%
運用益収入（見込み）	円	円

注：1 基金の造成及び処分の状況における基金造成額及び基金処分別の本年度については、計画額又は見込額を記入すること。

2 基金の運用計画において、運用先又は運用形態が 2 以上ある場合は、必要に応じ欄を設けて記入すること。

別記第 18 号様式（第 22 条関係）

基 金 全 体 計 画 書

事業の名称：

1 継 続 事 業 の 目 的：

2 継 続 事 業 の 内 容：

3 継 続 事 業 の 始 期 及 び 終 期：令和 年 月から令和 年 月まで

4 継 続 事 業 に 要 す る 経 費 の 総 額：円

5 経 費 の 内 訳

年度	基 金 造 成 額				基 金 処 分 額				基 金 残 額
	交付金	市町村 費等	運用益	計	継続特別事 業の内容	規模・ 数量等	事業費	基 金 処 分 額	
令和 年度	円	円	円	円			円	円	円
令和 年度									
令和 年度									
令和 年度									
計									

注：1 基金造成額の欄及び基金処分額の欄の各項目については、過年度までは実績により、本年度以降は計画により記入すること。

2 継続事業の始期年度から終期年度まで全て記入すること。

3 継続事業の内容等が確認できる必要な資料を添付すること。

別記第 19 号様式（第 22 条関係）

収 支 予 算 書

事業の名称：

1 収入の部

費 目	予 算 額	内 訳	備 考
	円	円	

2 支出の部

費 目	予 算 額	内 訳	備 考
	円	円	

3 補助事業者の予算議決（又は議決予定）年月日：令和 年 月 日

注：収支予算には、交付金以外の財源も併せて記入すること。

別記第20号様式（第26条関係）

補助事業等遂行状況報告書
(訓練交付金事業)

文書番号
令和 年 月 日

防衛局長 殿
東海防衛支局長

補助事業者 住 所
氏 名

令和 年 月 日付け 号で交付金交付決定の通知があった
について、令和 年 月 日現在の遂行状況を下記のとおり報告する。

記

1 収支の状況

(1) 収入の部

費 目	予 算 額	収 入 済 額	収 入 未 済 額	備 考
	円	円	円	

(2) 支出の部

費 目	予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	備 考
	円	円	円	

2 基金の処分の状況

(令和 年 月 日現在)

基金造成額	本年度処分計画額		備 考
	処分済額	処分未済額	
円	円	円	

別記第 2 1 号様式（第 2 7 条関係）

補 助 事 業 等 実 績 報 告 書
（訓練交付金事業）

文 書 番 号
令和 年 月 日

防衛局長
東海防衛支局長 殿

補助事業者 住 所
氏 名

令和 年 月 日付け 号で交付金交付決定の通知があった
を実施したので、下記のとおり報告する。

記

- 1 事業所要額： 円
- 2 交付金交付決定額： 円
- 3 収 支 精 算：収支精算書に記載のとおり
- 4 事業実施期間：令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
- 5 事業の内容及び成果

区 分	基 金 造 成 額		差引増△減額	備 考
	交付決定額 (A)	実 績 額 (B)	(A)－(B) 比 較	
交 付 金 市 町 村 費 そ の 他 運 用 益	円	円	円	
合 計				

- 6 事業の成績：事業実績書に記載のとおり

添付書類：1 収支精算書
2 事業実績書

注：運用益については、造成額と処分額を差引した残額を記入すること。

別記第22号様式（第27条関係）

收 支 精 算 書

事業の名称：

1 収入の部

費 目	予 算 額	精 算 額	差 引 増△減	備 考
	円	円	円	

2 支出の部

費 目	予 算 額	精 算 額	差 引 増△減	備 考
	円	円	円	

3 交付金精算

費 目	交付金交付 決定額	精算事業 費総額	交付金精 算額	概算払受 領総額	差引交付金 未受領（返 還）額	備 考
	円	円	円	円	円	

別記第 2 3 号様式（第 2 7 条関係）

事業実績書

事業の名称：

1 基金の造成及び処分の状況

基金の造成初年度：令和 年度（令和 年 月 日現在）

区 分	基 金 造 成 額			基 金 処 分 額			備 考
	前年度まで	本年度	計	前年度まで	本年度	計	
交 付 金 市町村費等 運 用 益	円	円	円	円)	円)	円)	
合 計							

2 基金の運用実績

（令和 年 月 日現在）

基 金 運 用 額	円	円
運 用 先		
運 用 形 態		
年 平 均 運 用 利 回 り	%	%
運 用 益 収 入	円	円

注： 基金の運用実績において、運用先又は運用形態が 2 以上ある場合は、必要に応じ欄を設けて記入すること。

別記第 2 4 号様式（第 2 3 条関係）

基 金 運 用 ・ 処 分 実 績 報 告 書
（訓練交付金事業）

文 書 番 号
令和 年 月 日

防衛局長
東海防衛支局長 殿

補助事業者 住 所
氏 名

下表のとおり交付金交付決定の通知があった により造成した
基金について、交付決定通知書に付された条件に基づき、令和 年度における基金
の運用及び処分に係る実績を別紙のとおり報告する。

基金造成年度	交 付 決 定		額 の 確 定		基金造成額
	交付決定 年 月 日	交付決定通知書 文 書 番 号	確 定 年 月 日	確 定 通 知 書 文 書 番 号	
					円

- 注：1 基金造成年度の交付決定を全て記入すること。
- 2 基金造成額は、交付金及び市町村費等（運用益を除く。）の積立額と運用益
の造成及び処分の差額の合計額とする。
- 3 基金造成額は、報告年度の年度末現在の額を記入すること。

(別紙)

1 基金の造成及び処分の状況

基金の造成初年度：令和 年度

基金の 名 称	基金造成額（令和 年度末）（A）					基金処分額(B)			基 金 残 高 (令和 年度 末) (A) - (B)
	交付金	市町村 費等	運用益 造成額	運用益 処分額	計	令和 年度	令和 年度	計	
	円	円	円	円	円	円	円	円	円

注：1 基金の名称ごとに、基金の処分年度が2以上ある場合は、必要に応じ欄を設けて記入すること。

2 基金造成額欄の交付金及び市町村費等については、積立額の総額を記入すること。

3 市町村費等については、運用益は含まない。

4 基金残高欄には、その内訳として国費相当額を括弧書きすること。

2 基金の運用実績

基 金 運 用 額	円	円
運 用 先		
運 用 形 態		
年 平 均 運 用 利 回 り	%	%
運 用 益 収 入	円	円

注：運用先又は運用形態が2以上ある場合は、必要に応じ欄を設けて記入すること。

3 基金を充て実施した継続事業

事業年度：令和 年度

継 続 事 業 名	継 続 事 業 の 内 容	規 模 ・ 数 量 等	事 業 主 体	実 施 場 所	継 続 事 業 実 施 期 間 (令和 年 月 日～ 令和 年 月 日)	事 業 費	基 金 充 当 額	備 考
						円	円	

添付書類：事業内容等が確認できる必要な資料

別記第 2 5 号様式（第 2 3 条関係）

事 業 評 価 書

継 続 事 業 名							
補 助 事 業 者 名							
事 業 主 体							
実 施 場 所							
継 続 事 業 の 目 的							
継 続 事 業 の 内 容							
継続事業の始期及び終期							
継続事業に要した経費の総額及び交付金充当額	継続事業に要した経費の総額				交付金充当額		
基金の造成及び処分	基金造成額 (A)					基金 処分量 (B)	基金 残 額 (A)－(B)
	交付金	市町村 費等	その他	運用益	計		
	円	円	円	円	円	円	円
継続事業の成果及び評価							
継続事業の評価に際して の第三者機関の活用 の有無							

注： 1 交付金を充てることができる公共用の施設の整備又は事業ごとに作成すること。

2 継続事業の評価に際して第三者機関を活用した場合は、当該第三者機関の名称及び構成員等を記載すること。